

入札・契約制度説明会（建設工事）

日時：平成29年11月28日（火） 午前10時30分から
場所：東広島市市民文化センター アザレアホール

<次第>

- 1 社会保険等未加入対策の実施について
 - ① 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について…………… 1
(平成30年4月1日以降適用開始)
 - ② 法定福利費を明示した内訳書について…………… 8
(平成30年4月1日以降適用開始)
- 2 工事成績条件付一般競争入札の試行について……………11
(平成30年6月1日以降適用開始)
- 3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について……………13
(平成30年5月1日以降適用開始)
- 4 工事関係書類の簡素化について……………21
(平成30年4月1日以降適用開始)
- 5 工事中情報共有システムの試行範囲の拡大について……………23
(平成30年4月1日以降適用開始)
- 6 その他
 - (1) 災害時の発注について……………25
 - (2) 設計施工一括発注（簡易型）の対象金額の改正について……………25
 - (3) 解体工事の認定の経過期間終了後の措置について……………25
 - (4) 落札決定後のお知らせのFAX文面の変更について……………26
- 7 質疑応答

東広島市 総務部

検査課 TEL082-420-0950

契約課 TEL082-420-0930

1 社会保険等未加入対策の実施について

① 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の禁止について

1 趣旨

建設業者の社会保険等の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、市発注工事における社会保険等未加入対策を実施します。

2 本市における今までの取り組み

(1) 【平成 26 年 11 月】入札参加資格の制限

平成 27・28 年度建設工事入札参加資格申請において社会保険等の加入を要件化

(2) 【平成 27 年 4 月】公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲を、下請契約を締結するすべての工事に拡大

(3) 【平成 28 年 1 月】建設業許可行政庁への通報

受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含むすべての下請業者について、そのいずれかが社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

3 改正内容

公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、受注者（元請負人）が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約することを原則禁止します。

（※社会保険等とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。）

受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、次の措置を実施します。

措 置	内 容
(1) 違約罰を請求	当該下請業者との最終契約金額の 10% を請求する。
(2) 指名除外の措置	契約違反に該当し、1 か月（最大 4 か月）の指名除外を行う。
(3) 工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、10 点（最大 20 点）の減点を行う。

(1) 違約罰の請求

建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款を改正し、受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等についての条項を追加します。

建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者及び同法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（同法第2条第4項に規定する下請契約をいい、受注者が直接締結するものに限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって発注者が必要であると認める場合は、当該社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者が第1項の規定に違反していると発注者が認める場合又は前項前段の規定により発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に規定する期間内に確認書類を提出しなかった場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の違約罰を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(2) 指名除外の措置

契約違反に該当し、1か月（最大4か月）の指名除外を行います。

建設業者等指名除外基準要綱

(契約違反)	
8 他の措置要件に該当する場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上4か月以内

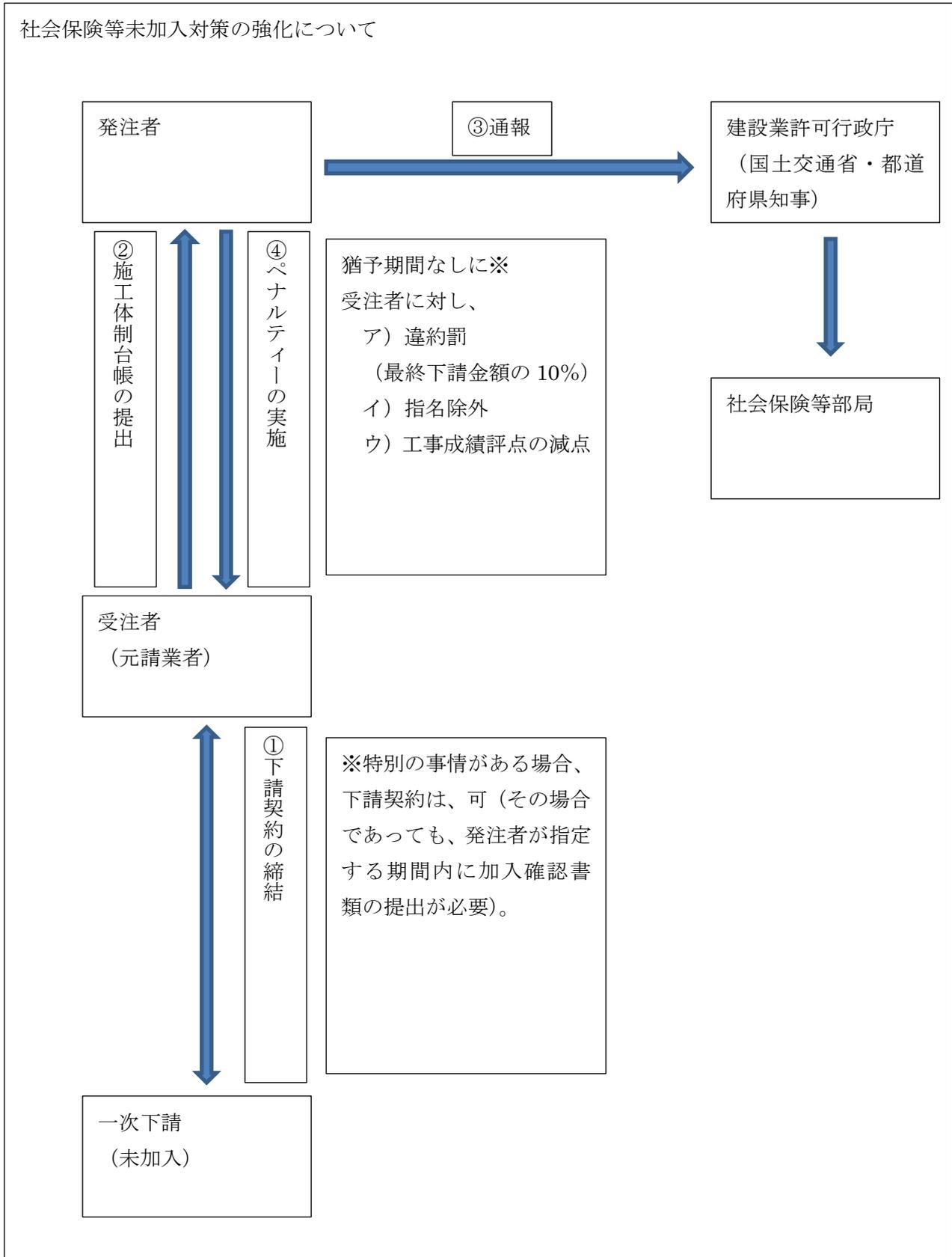
(3) 工事成績評定の減点

指名除外措置に伴い、10点（最大20点）の減点を行います。

4 適用日

平成30年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

5 制度のイメージ



6 受注者による社会保険等の加入状況の確認

元請企業は、国土交通省の定める「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って対応してください。直接の下請契約の相手方については、下請企業の選定時に保険料の領収済通知書等のコピーを提示させて確認を行い、また、二次以下の下請負人については、再下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認することとなります。

なお、加入状況の確認を行う対象は、施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲と同様で、建設業許可の有無に関わらず、「建設工事の請負契約」を締結する下請負人が対象となります。したがって、「建設工事の請負契約」に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外とします。

(1) 確認方法

- ① 下請契約の締結前に相手方の社会保険等への加入状況を保険料の領収済通知書等により確認してください（適用除外の場合、除外事由を相手方から資料等で確認してください。）
- ② 契約締結後、施工体制台帳を作成し、発注者に写し（契約書等含む。）を提出してください。

(2) 特別の事情について

発注者が「特別の事情」があると認めた場合は、発注者が指定する期間（1か月）内に当該建設業者が社会保険等に加入することを条件に一次下請契約を認めるものとします。

「特別の事情」とは

特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となることが明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ア 長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントができない場合
- イ 発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ウ 他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合
- エ 過去に同一箇所の工事を行った際に、下請として施工していた場合

7 発注者による社会保険等の加入状況の確認

発注者は、施工体制台帳により加入状況を確認します。

平成 年 月 日						
施 工 体 制 台 帳						
【会社名】 _____						
【事業所名】 _____						
建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日			
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日			
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日			
工事名称及び工事内容	_____					
発注者名及び住所	_____					
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日			
元請	分 名 称	住 所				
健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		加入 未加入	加入 未加入	加入 未加入		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
下請契約						
発注者の監督員名	権限及び意見申出方法 _____					
監督員名	権限及び意見申出方法 _____					
現場代理人名	権限及び意見申出方法 _____					
監理技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容 _____				
専門技術者名		資格内容 _____				
担当		工事内容 _____				
外国人建設従事者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無			
<small>(記入要領) 1 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。 2 監理技術者又は主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること。 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。</small>						
下請		<small>(以下請負関係)</small> 会社名 _____ 代表者名 _____ 住所 _____ (住 ー ー) 電話番号 _____ 工事名称及び工事内容 _____ 工期 自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日 施工に必要な許可業種 _____ 許可番号 _____ 許可(更新)年月日 _____ 工事業 大臣 特定 知事 一般 第 号 年 月 日 工事業 知事 一般 第 号 年 月 日				
元請		健康保険加入の有無 _____ 厚生年金保険加入の有無 _____ 雇用保険加入の有無 _____ 事業所整理記号等 _____				
現場代理人名		安全衛生責任者名				
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名				
主任技術者名		雇用管理責任者名				
資格内容		主任技術者名				
		資格内容				
		担当工事内容				
<small>※主任技術者、専門技術者の記入要項</small> 1 主任技術者の配置状況について【専任・非専任】のいずれかに○印を付すこと。 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。) 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。 3 主任技術者の資格内容 (該当するものを選んで記入する) ①経験年数による場合 1) 大学の【指定学科】3年以上の実務経験 2) 高校卒【指定学科】5年以上の実務経験 3) その他 10年以上の実務経験 ②資格等による場合 1) 建設業法「技術検定」 2) 建設業法「技能士試験」 3) 技術士法「技術士試験」 4) 電気工事士法「電気工事士試験」 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」 6) 消防法「消防設備士試験」 7) 職業能力開発促進法「技能検定」						

拡大

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
		適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	適用除外	
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

② 法定福利費を明示した内訳書について

1 趣旨

建設業者の社会保険等の加入促進を図り、技能労働者の労働環境の改善を図るため、市発注工事における社会保険等未加入対策を実施します。

2 改正内容

公共工事標準請負契約約款の改正に伴い、建設工事の発注者から受注者、元請負人から下請負人に対して、社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする規定を新設します。

3 改正箇所

建設工事執行規則、請負契約約款及び関係様式を改正します。

- (1) 建設工事執行規則及び請負契約約款に法定福利費を明示した内訳書の提出を求める条項を追加します。
 - ア 東広島市建設工事執行規則
 - イ 建設工事請負契約約款
 - ウ 設計施工一括発注工事対象請負契約約款
- (2) 入札・随意契約及び契約約款に係る様式に法定福利費の記載欄を追加します。
 - ア 請負代金内訳書（建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款）
 - イ 入札金額の積算内訳書（東広島市建設工事競争契約入札心得 別記様式第5号）
 - ウ 見積金額の積算内訳書（随意契約締結に係る事務取扱要領）

4 適用日

平成30年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

例1：建設工事請負契約約款

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日（発注者が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

~~3~~ **前項第1項**の内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

~~4~~ 第1項の規定に基づく内訳書及び工程表の提出は、発注者が必要がないと認めたときは、免除することができる。

例2：請負代金内訳書（建設工事請負契約約款、設計施工一括発注工事対象請負契約約款）

(第3条関係)

平成 年 月 日

東 広 島 市 長 様

受注者 住所
氏名 (印)

請 負 代 金 内 訳 書

工 事 名

契約年月日 平成 年 月 日

請負代金額 円

工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

費目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
中略								

(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)

注 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役員費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。

例3：入札金額の積算内訳書（東広島市建設工事競争契約入札心得 別記様式第5号）

別記様式第5号（第3条の2関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

所在地
商号又は名称
氏名

印

入札金額の積算内訳書

工事の名称 _____

工事の場所 _____

入札金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額）

¥ _____

費目、工種及び種別（種目、科目及び中科目）	数量	単位	単価（円）	金額（円）	摘要
中略					
合計（工事価格）					

（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円）

- 注1 費目、工種及び種別（種目、科目及び中科目）は、設計書、仕様書、図面等に基づいて記載すること。また、市長から求めがあった場合は、当該求めに係る積算書類を提出すること。
- 2 工事価格と入札金額は、一致させること。
- 3 工事価格は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない額とすること。

例4：見積金額の積算内訳書（随意契約締結に係る事務取扱要領）

（第8条関係）

平成 年 月 日

東広島市長 様

所在地
商号又は名称
氏名

印

見積金額の積算内訳書

見積物件の工事名 _____

工事場所 東広島市

見積金額（税抜き） ¥ _____

費目・工種・種別 細別・施工名称など	数量	単位	単価	金額	摘要
中略					
工事価格					

（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円）

- 注1 工事価格と見積金額を一致させること。
- 2 工事価格は、税抜き金額とすること。
- 3 予定価格の事前通知を行っている場合見積時に積算内訳書の提出がない場合は、当該見積に参加することができない。

2 工事成績条件付一般競争入札の試行について

1 趣旨

工事成績評定点を参加要件に加えた一般競争入札は、平成30年度も引き続き試行します。

2 改正内容

設定要件を変更します。

(一度も工事成績評定を受けていない者(新規業者を含む)の取扱いを変更します。)

設定要件の変更点

年度	設定要件
平成29年度	自社の土木一式工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者
平成30年度	次の①又は②のいずれかを満たす者 ①自社の土木一式工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者 ②平成27年度から29年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者(新規業者を含む) ※平成30年度中は②にあてはまる者も複数回入札に参加できます。

※具体的な試行対象案件、設定要件等は次ページの「工事成績条件付一般競争入札について」のとおりです。

3 適用日

平成30年6月1日以降に公告する案件から適用します。

(平成29年度の平均工事成績評定点が平成30年6月1日以降に通知されるため。)

工事成績条件付一般競争入札について

(1) 試行対象

試行対象は次のいずれも満たす案件とします。

- ア 市内本店対象案件であること。
- イ 土木一式工事での発注であること。
- ウ 予定価格が税込500万円以上であること。
- エ 参加可能ランクが次表に該当すると認められること。

ランク	設 計 金 額
A	東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（平成28年4月6日）別表第2の格付別標準発注金額表に応じて設定し、町該当の設定はしないものとします。
B	
C	

※各ランク27件程度（各ランク各町3件以内）とします。

※対象工事がない場合もあります。

※町とは西条、八本松、志和、高屋、黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津の各地区のことをいいます。

(2) 設定要件等

設定要件は次に掲げるとおりとします。

なお、平成27年度から29年度までの3か年の平均工事成績評定点を使用します。

設 定 要 件
次の①又は②のいずれかを満たす者 ①自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点以上の者 ②平成27年度から29年度までの3か年の間に一度も工事成績評定を受けていない者（新規業者を含む）

※平成27年度から29年度までの工事成績評定点が1件以上3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）とします。

※平成27年度から29年度までの平均工事成績評定点は、平成30年6月以降に、平成27年度から29年度までに工事成績評定対象工事を1件以上受注した全者に対して、検査課から通知します。その際、対象受注工事が3件未満の場合には、3件に不足する件数分1件当たり65点の仮点を付与した上での平均点（概算点）を通知します。

※平成30年度中は②にあてはまる者も複数回入札に参加できます。

【参加できない者】

入札に参加できない者は、次に該当する者となります。

参 加 で き な い 者
自社の対象工事の平均工事成績評定点が、65点未満の者

※入札参加資格のない者が落札候補者となった場合、事後審査で無効となります。

3 総合評価落札方式一般競争入札の改正について

1 趣旨

評価項目等を改正し、価格と品質で総合的に優れた調達のさらなる推進を図ります。

2 発注対象工事

(1) 簡易Ⅱ型（工事实績を中心とした評価項目を設定し評価するもの。）

発注時に課題があると認めたものを対象とします。

工種は土木一式、舗装工事等での発注を予定しています。

(2) 簡易Ⅰ型（簡易な施工計画を問うもの。）

特に技術的課題があると認めたものを対象とします。工種は限定しません。

（平成28年度から施工計画のみを評価項目とする改正を行いました。）

(3) 注意事項

平成28年度建設工事の発注見通し（4月1日公表）から、総合評価落札方式での発注予定案件の入札方法は「一般」と表示しています（「総合」との区分表示はいたしません。）

3 低入札価格調査制度の適用

これまでの総合評価落札方式による発注は、発注工事の請負対象設計金額により最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用していましたが、平成30年度から全てにおいて低入札価格調査制度を適用します。

(1) 低入札価格調査制度事務取扱要領（以下「低入要領」という。）の改正

現行制度では、土木一式工事、建築一式工事又は電気、管等設備工事で請負対象設計金額が1億5千万円以上の工事を低入札価格調査制度の対象としてきましたが、新たに、現行制度における対象工事以外の総合評価落札方式適用工事も低入札価格調査制度の対象となるよう関係規程の改正を行います。

(2) 低価格入札者が契約者となった場合の措置

低価格入札者が契約者となった場合の措置については、次のとおりとします。

区分			低価格入札者が契約者となった場合の措置	
適用対象工事 (請負対象設計金額 [税込])	総合評価落札方 式適用工事 以外の工事	土木一式工事 建築一式工事	5億円以上	1. 5億円以上 5億円未満
		電気・管等 設備工事	2. 5億円以上	1. 5億円以上 2. 5億円未満
	<u>総合評価落札方</u> <u>式適用工事</u>	土木一式工事 建築一式工事	5億円以上	<u>5億円未満</u>
		電気・管等 設備工事	2. 5億円以上	<u>2. 5億円未満</u>
施工体制調査			重点対象工事	同左
瑕疵担保責任 (通常 2年(木造の建物等の建設工事及び設備工事等 の場合にあっては1年))			4年(木造の建築物 等の建設工事及び 設備工事等の場合 にあっては、2年) 以内	同左
加配する補助者			1名専任配置	原則、配置不要
契約保証金の額 (通常、請負契約金額 10分の1以上)			請負契約金額の 10分の3以上	請負契約金額の 10分の1以上
契約解除の違約金 (受注者の責によるもの) (通常、請負契約金額 10分の1)			請負契約金額の 10分の3	請負契約金額の 10分の1
前払金の額 (通常、請負契約金額 10分の4以内)			請負契約金額(注1) の10分の2以内	請負契約金額(注1) の10分の4以内 (注2)

※注1 債務負担による複数年契約の場合、前払金についての特段の条件を仕様書に規定していない場合は、通常、請負契約金額を各年度の出来高予定額と読み替えます。

※注2 既に低入札価格調査制度の対象工事を低入札により落札し契約中の受注者が、再度低入札により落札した場合、その工事については請負契約金額の10分の2以内とします。

(3) 総合評価落札方式適用工事における低入札価格調査の流れ

総合評価落札方式適用工事における低入札価格調査の流れ

	市	入札参加者
入札		技術資料等、通常の積算内訳書及び設計図書に添付してある詳細な積算内訳書を作成し、入札時に添付する。なお、低価格入札者となることが見込まれる者は、低入札価格調査報告書等を入札時に提出しても差し支えない。
開札	開札後速やかに、失格基準価格以上の価格で入札した者を対象に、技術資料等の審査を行い、評価値を算出する。	
落札候補者決定	評価値の最も高い者を落札候補者とする。その者が、低入札価格調査対象者である場合は、低入札価格調査報告書等の提出を求める※。	【低入札価格調査対象者のみ※】持参の方法により低入札価格調査報告書等を提出する。
低入札価格調査・事後審査	低入札価格調査を事後審査と並行して行う。低入札価格調査対象者でない場合は、事後審査のみを行う。	
失格のとき 次点を調査	次点の者に対して、事後審査を行う。その者が、低入札価格調査対象者である場合は、低入札価格調査報告書等の提出を求め、低入札価格調査を事後審査と並行して行う※。 以降、落札者が決定するまで繰り返す。	【低入札価格調査対象者のみ※】持参の方法により低入札価格調査報告書等を提出する。
落札者決定		
契約締結		

※入札時に低入札価格調査報告書等を提出した者を除く。

通常の低入札価格調査の流れ

	市	入札参加者
入札日		通常の積算内訳書と設計図書に添付してある詳細な積算内訳書を作成し、入札時に添付する。
開札日	①事後審査対象者に、開札日の翌開庁日を提出期限として、資格要件確認資料の提出を求める。 ②低価格入札者のうち最低の価格で入札を行った者（低入札価格調査対象者）に、開札日の翌開庁日を提出期限として、低入札価格調査報告書等及び事後審査資料である資格要件確認資料の提出を求める。	
開札日の翌開庁日		電子入札等システムにより資格要件確認資料・低入札価格調査報告書等を提出する。（低入札価格調査報告書等は、低入札価格調査対象者のみ。）
低入札価格調査・事後審査	低入札価格調査対象者に対して、低入札価格調査を事後審査と並行して行う。	
失格のとき 次点を調査	調査の結果、低入札価格調査対象者が失格となった場合は、次点の者に資格要件確認資料及び低入札価格調査報告書等の提出を求める。（低入札価格調査報告書等は、低入札価格調査対象者のみ。）	
落札者決定		
契約締結		

4 評価項目等

(1) 受注件数の制限（平成29年度から実施）

総合評価落札方式により落札した工事の手持ち件数は、3件を限度とします。

※件数は、原則開札日の前日の状況とします。ただし、開札日以降に工期の終期が到来する工事であっても完了検査が終了し、開札日の前日までに交付された検査確認通知書の写しを提出できる場合は、件数には含まないものとします。

※件数には、落札候補者となった工事を含むものとします。したがって、件数3件を超える者が、落札候補者となった場合は、当該入札を無効とします。なお、この場合においては、指名除外等ペナルティーの対象外とします。

※落札決定は、開札日時を早いものから行います。

(2) 災害時応急対策活動等について

平成27年度から平成30年度に一般競争入札又は公開見積り合わせにより実施した災害復旧工事の応札実績	
応札実績を6回以上有する者	1点
応札実績を3回以上有する者	0.5点
災害時応急対策活動等に関する基本協定を締結	0.25点

※公開見積り合わせは、平成28年度から実施しています。

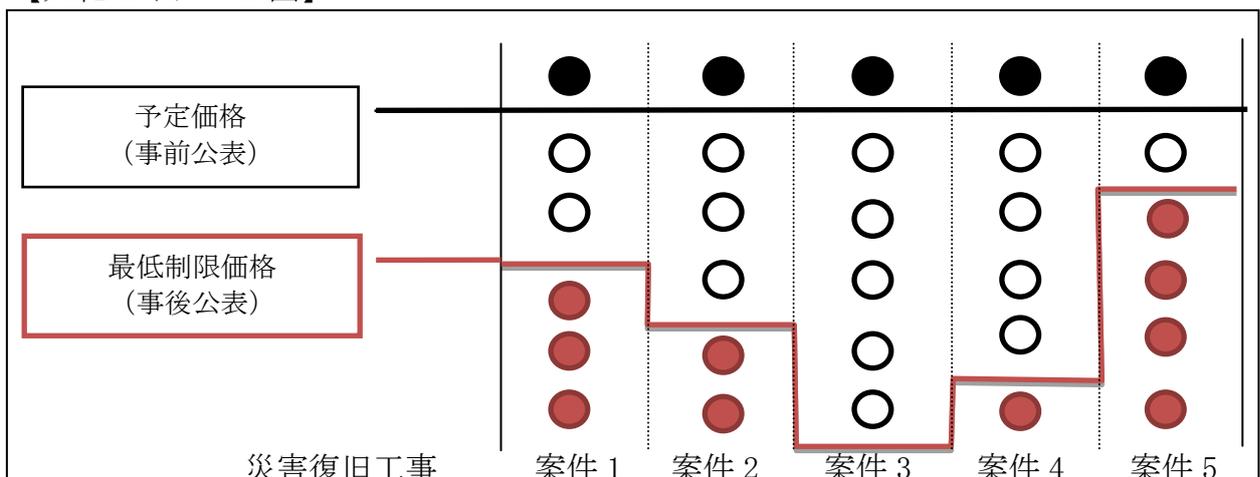
ア 評価の対象となる応札実績

評価の対象とする応札は、有効な入札・見積とします。

さらに、公表された入札結果・見積顛末上、無効とならない入札・見積（※）であっても入札公告・見積依頼等に定める参加資格要件等を明らかに満たしていない入札・見積は、評価の対象外とします。

※事後審査型の入札における参加資格要件の審査は、落札候補者のみに対して行います。そのため、落札候補者とならない入札参加者の中に明らかに参加資格要件を満たしていない入札（認定等級や営業所所在地などの要件を満たしていない入札）があっても、入札結果上、無効とせずに公表する場合があります。

【入札のイメージ図】



応札の種類	評価対象
● 無効入札（予定価格を超える入札）	対象外
○ 有効入札	対象
● 無効入札（最低制限価格未満の入札）	対象外

イ 評価の対象となる基準日

入札結果・見積顛末の公表は、「建設工事等の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱」に基づき行っています。

災害復旧工事の応札実績を評価する場合の基準日は、次のとおりとします。

(ア) 一般競争入札の場合

総合評価案件の開札日の前日において落札者決定がなされた入札結果が公表されている案件を評価の対象とします。事後審査中の案件は、対象外とします。

【イメージ図】

	総合評価案件の開札日前々日	総合評価案件の開札日前日	総合評価案件の開札日	評価対象
災害復旧工事 1	落札者決定	入札結果公表 (落札者決定)		対象
災害復旧工事 2	開札	入札結果公表 (事後審査中)		対象外
災害復旧工事 3		落札者決定	入札結果公表 (落札者決定)	対象外

(イ) 随意契約（公開見積り合わせ）の場合

総合評価案件の開札日の前日において見積顛末が公表されている案件を評価の対象とします。

【イメージ図】

	総合評価案件の開札日前々日	総合評価案件の開札日前日	総合評価案件の開札日	評価対象
災害復旧工事 4	契約相手方決定	見積顛末公表		対象
災害復旧工事 5		契約相手方決定	見積顛末公表	対象外
災害復旧工事 6		見積書提出期限 (契約相手方決定前)		対象外

(ウ) 参考資料の公表

繰越工事等入札公告日と落札者の決定日（随意契約の場合は、見積依頼日と契約相手方の決定日）の属する年度が異なる場合においては、評価項目の評価対象年度に公表が開始された災害復旧工事を評価の対象とします。

参考資料として、評価対象期間における災害復旧工事の入札結果・見積顛末を本市ホームページに掲載します。

(3) その他評価対象年度の改正

地域貢献の実績など評価の対象とする年度を改正します。

5 適用日

平成30年5月1日以降に公告する案件から適用します。

平成30年度 総合評価落札方式一般競争入札 評価項目・配点

	評価項目		得点	市内本店のみ	市外参加可
	区分	評価内容			
I型	1. 施工計画	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(2) 工期設定の適切性	2点	△ (選択)	△ (選択)
		(3) 施工に関する課題への対応の適切性	6点	△ (1項目以上選択)	△ (1項目以上選択)
		(4) 品質の確認方法、管理方法の適切性			
	小計			6～10点	6～10点
合計(I型)				6～10点	6～10点

	評価項目		得点	土木一式		舗装	
	区分	評価内容		市内本店のみ	市外参加可	市内本店のみ	市外参加可
II型	2. 企業の施工能力	(1) 同種・類似工事の施工実績 ※1	2点	○	○	○	○
		(2) 工事成績評定点(H27～H29の平均) ※2	2点	○	—	○	—
小計				4点	2点	4点	2点
3. 配置予定技術者の能力	(1) 主任(監理)技術者の保有する資格(専門資格を含む) ※3	1点	○	○	○	○	
	(2) 主任(監理)技術者の同種・類似工事の施工経験の有無 ※1	1点	○	○	○	○	
	(3) 施工経験工事の従事形態 ※4	1点	○	○	○	○	
	(4) 継続教育(CPD)の取組状況	1点	○	○	○	○	
	(5) 若手技術者(39歳以下)又は女性技術者の活用 ※5	1点	○	○	○	○	
小計				5点	5点	5点	5点
4. 地域の精通性	(1) 地域内における本店の有無	0.5点	—	○	—	○	
	小計			—	0.5点	—	0.5点
5. 地域貢献の実績	(1) 災害時応急対策活動等	1点	○	—	△ (協定締結のみ0.25点)	—	
	(2) 広島県アダプト制度(マイロード・ラブリバー制度)における平成29年度活動実績の有無	0.25点	○	○	○	○	
	(3) 東広島市公園里親制度における平成29年度活動実績の有無	0.5点	○	○	○	○	
小計				1.75点	0.75点	1.0点	0.75点
6. 社会貢献度	(1) 障害者雇用の状況 ※6	0.25点	○	○	○	○	
	小計			0.25点	0.25点	0.25点	0.25点
合計(II型)				11点	8.5点	10.25点	8.5点

※1 平成15年4月1日以降に完成した元請施工実績を評価の対象とする。

※2 平成27年度から平成29年度までの同一工種の平均点とする。

(ただし、平成30年5月31日以前に公告を行う案件は平成26年度から平成28年度までの平均点とする。)

区分	得点
平均工事成績評定点 85 点以上	2.0
平均工事成績評定点 65 点～85 点未満	$2.0 \times (\text{平均工事成績評定点} - 65) / 20$

65点未満の者又は実績のない者は、0点とする。

※3 技術者資格の配点は次のとおりとする。

専門資格設定ありの場合：専門資格あり 1.0、専門資格なし・1級技士 0.5、専門資格なし・2級技士 0.25

専門資格設定なしの場合：1級技士 1.0、2級技士 0.5

※4 3(2)において評価した場合に評価の対象とする。

※5 平成28年度からの新設項目である。

※6 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。)に基づく雇用義務がない者にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること)にある場合に評価の対象とする。

4 工事関係書類の簡素化について

1 趣旨

工事関係書類の簡素化を図るため、特約事項、契約約款等を改定します。

2 改正内容

(1) 請負代金内訳書

請負代金の額が5億円を超える建築工事を除き、入札時（随意契約にあつては見積書提出時）に積算内訳書を提出している場合は、契約約款第3条第3項の規定による請負代金内訳書の提出を免除します。

これに伴い、特約事項を次のとおり改定します。

【特約事項】

1 建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第3項の規定による請負代金内訳書及び工程表の提出を免除する場合は、次に掲げる契約に該当する場合とする。

～中略～

(1) 請負代金内訳書

ア 建築工事 請負代金の額が5億円以下の契約であつて、**東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項の規定による入札金額の積算内訳書若しくは随意契約締結に係る事務取扱要領第8条第3項の規定による見積金額の積算内訳書を提出している場合又は変更契約の場合**

イ その他の工事 **東広島市建設工事競争契約入札心得第3条の2第1項の規定による入札金額の積算内訳書若しくは随意契約締結に係る事務取扱要領第8条第3項の規定による見積金額の積算内訳書を提出している場合又は変更契約の場合**

(2) 工程表

施工計画書又は実施工程表で工程を確認することが可能となる場合は契約約款第3条第3項の規定による工程表の提出を免除します。

これに伴い、特約事項を次のとおり改定します。

【特約事項】

1 建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第3条第3項の規定による請負代金内訳書及び工程表の提出を免除する場合は、次に掲げる契約に該当する場合とする。

～中略～

(2) 工程表

施工計画書又は実施工程表で工程を確認することが可能となる場合

(3) 現場代理人及び主任（監理）技術者等指名（変更）届

現場代理人及び主任（監理）技術者等指名（変更）届の変更届については、現場代理人又は主任（監理）技術者が変更となる場合のみ提出することとし、請負代金額の変更や工期の変更

の際には不要とします。

これに伴い、工事契約約款様式を次のとおり改定します。

【現場代理人及び主任（監理）技術者等指名（変更）届】

（８）記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再提出すること。ただし、「1 工事名等」欄における記載事項の変更については、再提出を不要とする。

（４）主要資材購入先名簿

資材購入先の業者の名称及び所在地並びに資材名等は施工計画書に記載することとし、工事契約約款様式「主要資材購入先名簿」は廃止します。

また、特約事項及び東広島市建設工事関係書類作成要領を次のとおり改定します。

【特約事項】

9（２）資材を購入しようとするときは、あらかじめ購入先の業者の名称及び所在地並びに資材名等を施工計画書に記載して提出するものとする。

【東広島市建設工事関係書類作成要領-土木工事編-】

2（１４）主要資材の購入先について

施工計画書の「主要資材」に購入先の業者の名称及び所在地並びに資材名等を記載し、所在地が本市以外であるときは、その理由を備考欄等に記載すること。

【東広島市建設工事関係書類作成要領-建築・設備工事編-】

2（１０）主要資材の購入先について

施工計画書に購入先の業者の名称及び所在地並びに資材名等を記載し、所在地が本市以外であるときは、その理由を備考欄等に記載すること。

（５）工事实績情報サービス（CORINS）への登録

工事实績情報サービス（CORINS）について、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては打合せ簿の作成は不要とし、登録機関を介した電子メールによる確認依頼を認めます。

これに伴い、東広島市建設工事関係書類作成要領を次のとおり改定します。

【東広島市建設工事関係書類作成要領-土木工事編-】

2（１２）工事实績情報サービス（CORINS）について

工事实績情報サービス（CORINS）について、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、工事打合せ簿の作成は不要とし、登録機関を介した電子メールによる確認依頼でも可とする。（受注者は、発注者が内容確認後に署名押印した文書を保管する。）

【東広島市建設工事関係書類作成要領-建築・設備工事編-】

2（９）工事实績情報サービス（CORINS）について

工事实績情報サービス（CORINS）について、「登録のための確認のお願い」の確認にあたっては、工事打合せ簿の作成は不要とし、登録機関を介した電子メールによる確認依頼でも可とする。（受注者は、発注者が内容確認後に署名押印した文書を保管する。）

3 適用日

平成30年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

5 工事中情報共有システムの試行範囲の拡大について

1 趣旨

公共工事の効率化を図るため、工事中情報共有システムの試行範囲を拡大します。

2 内容

工事中情報共有システム利用可能な工事は、特記仕様書で指定した工事に限られていましたが、平成30年度からは指定した工事のほか、受注者が利用を希望する場合には同システムの利用が可能となるよう特記仕様書に記載します。

試行工事の変更

年度	工事中情報共有システム試行工事
平成28年度	指定した工事（2件）
平成29年度	指定した工事（8件）
平成30年度	指定した工事 + <u>受注者が希望する場合</u>

特記仕様書抜粋（指定した工事）

工事中情報共有システム (1) 本工事は、工事中情報共有システムの試行工事である。 (2) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。 広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会） http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html (3) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

特記仕様書抜粋（指定した工事以外）

工事中情報共有システム (1) 工事中情報共有システムの利用は受注者の任意である。 (2) 受注者が工事中情報共有システムの利用を希望する場合、発注者に連絡の上、利用申込すること。 (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。 広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会） http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。

3 適用案件

建築工事を除くすべての工事

4 適用日

平成30年4月1日以降に公告、指名又は見積依頼する案件から適用します。

広島県工事中情報共有システム

概要

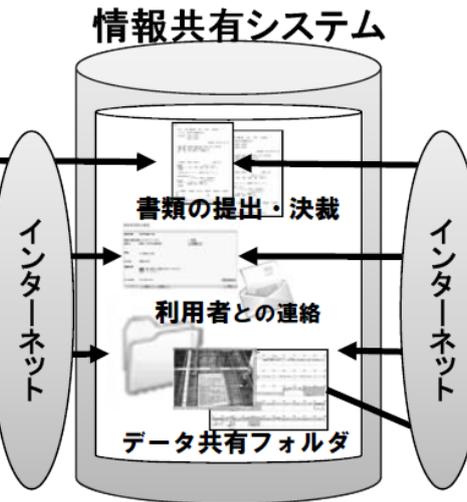
受発注者がインターネットを介し、情報を共有するシステム。
システム上で書類の作成・提出・承認・回答等を行うことができる。

発注者

承認・回答

連絡送受信

関連資料の共有



受注者

書類の作成・提出

連絡送受信

関連資料の共有

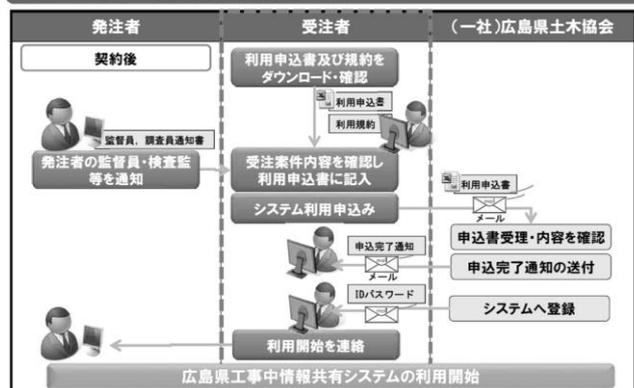
データのダウンロード

広島県工事中情報共有システム

利用申込

受注者が（一社）広島県土木協会へ
電子メールにて利用申込する。

契約後～システム利用開始までの流れ



利用料金

利用料金は設計金額（共通仮設費率）
に含まれており、
受注者が（一社）広島県土木協会へ
直接振り込む。

システム利用料金と、請求に関するご案内です。



利用料金と請求スケジュール

1案件の利用料金	68,000円（税込 73,440円）
利用料金の支払い	利用料金は、「申込完了通知書」に記載された利用料金振込先へ、「申込完了通知書」発信日の翌月末までに支払ってください。

6 その他

(1) 災害時の発注について

公開見積り合わせについて、今後、電子入札等システムを利用して実施する予定です。

(2) 設計施工一括発注（簡易型）の対象金額の改正について

少額の解体工事を集約して発注する場合は、請負対象設計金額（税込）が500万円以上であっても簡易型で発注することがあります。

(3) 解体工事の認定の経過期間終了後の措置について

解体工事業の新設に伴う法律上の経過措置終了後の平成31年6月1日から、解体工事の施工には解体工事業の許可が必要となります。平成31・32年度の競争入札参加資格認定にも影響があることが予想されますので、解体工事業の申請をお考えの方は、解体工事業の許可取得を進めてくださるようお願いいたします。

(4) 落札決定後のお知らせのFAX文面の変更について

落札決定後に建設リサイクル法対象工事の落札者へ送信するFAX文面の「法第13条及び省令第4条に基づく書面（以下「届出書」という。）」の記載について、契約書の引き渡しにおいて届出書と引き換えとしていることが分かりにくかったため、以下のとおり変更することとします。

【変更前】

担当課 ■■■部■■■課
■■■工事 」の落札者の方へ
契約締結に関する注意事項
※落札者は落札決定後5日以内（契約締結日まで）に、工事の内容に応じた「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を契約担当職員に提出しなければならない。期限内に提出しない場合は、契約を締結する意思がないものとみなし、落札決定の取消を行うものとする。
1 契約書(案)受渡日 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」提出日
2 契約締結(持参)日 平成■■年■■月■■日
9時から15時30分まで（於：契約課）

【変更後】（本説明会后、準備が整い次第変更予定）

担当課 ■■■部■■■課
■■■[建設リサイクル法対象工事]■■■工事 」の落札者の方へ
契約締結に関する注意事項
※落札者は契約締結日までに、建設リサイクル法に基づく「法第13条及び省令第4条に基づく書面」（担当課の取受印のあるもの）を契約担当職員に提出しなければならない。期限内に提出しない場合は、契約を締結する意思がないものとみなし、落札決定の取消を行うものとする。
1 契約書(案)受渡日 落札決定日の翌日 （ <small>閉庁日を除く 13時から17時15分まで</small> ）
2 契約締結(持参)日 平成■■年■■月■■日
9時から15時30分まで（於：契約課）

建設リサイクル法対象工事であることを明記します。

建設リサイクル法対象工事は、受渡日の欄に、届出書と引き換えとなる旨を明記します。

落札決定日の翌日（閉庁日を除く
13時から17時15分まで）

建設リサイクル法に基づく「法第13条及び省令第4条に基づく書面」（担当課の取受印のあるもの）と引き換えとする。